

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律と統合されることに伴い、規定の整備を行います。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。